

扇町土地区画整理事業法定相続人等調査業務委託 仕様書

1 趣旨

扇町土地区画整理事業の換地処分については、換地処分の公告日(令和6年1月を予定)の土地所有者(登記名義人)に対してなされ、清算金については、換地処分の公告日の翌日に確定する。

しかし、換地処分の公告日に土地所有者(登記名義人)が死亡している場合、その法定相続人全員に対し換地処分がなされ、法定相続人の法定相続分(持分)に応じて個別に清算金を徴収交付する必要がある。

そのため、現在、未相続となっている土地所有者(登記名義人)について、土地区画整理登記令第2条第1項第5号の規定に基づく登記を前提とした法定相続人の調査及び法定相続分(持分)の計算業務を委託する。

○土地区画整理登記令

(代位登記)

第二条 土地区画整理事業を施行する者(以下「施行者」という。)は、この政令の定めるところにより登記を申請する場合において、必要があるときは、次の各号に掲げる登記をそれぞれ当該各号に定める者に代わつて申請することができる。

(中略)

五 相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人

2 委託期間 令和4年10月28日から令和5年2月28日まで

3 業務内容 (1) 扇町土地区画整理事業地内の登記名義人127人について相続登記を前提とした法定相続人の調査及び法定相続分を計算する。

(2) 登記名義人の法定相続人の数(推定)とその特定に要した戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍、戸籍の附票等(以下「戸籍等」という。)の数は、以下の表のとおりである。

法定相続人数(推定)	登記名義人数	戸籍等の通数	備考
5人以下	88	1,116	
6人以上10人以下	21	675	
11人以上20人以下	12	652	
21人以上30人以下	3	302	
31人以上40人以下	1	144	
41人以上60人以下	1	319	平成28年度に司法書士による法定相続人調査実施済(相続関係説明図あり)。持分計算未実施。
61人以上100人以下	1	452	452通のうち、442通は他の登記名義人8人に関する戸籍と重複
合計	127	3,660	

(裏面へ続く)

- (3) 受注者は、業務の遂行にあたり、発注者が貸与した戸籍等及び登記事項証明書(土地)又は登記事項要約書(土地)、法定相続人一覧表を使用する。
- (4) 受注者は業務の遂行にあたり、戸籍等の不足が生じた場合は、様式1に本籍、氏名等必要事項を記載し、発注者に提出する。発注者は、様式1に記載された戸籍等を受注者へ貸与する。
- (5) 本業務は、発注者から貸与される戸籍等を調査するものであり、調査後新たに相続を開始したものや、その死亡によって法定相続分が変更になった場合の調査は含まない。
- (6) 受注者は、発注者から法定相続分の算出根拠について照会等があったときは、速やかに対応するものとする。
- (7) 受注者は、登記名義人ごとに相続関係説明図を作成し、発注者へ提出する。その記載事項は、次のとおりとする。なお、提出する相続関係説明図は、書面(A4判又はA3判)及び電子データとする。
 - ① 登記名義人の氏名、最後の本籍、最後の住所、生年月日、死亡日
 - ② 登記名義人の法定相続人の氏名、続柄、生年月日

4 一括再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者へ委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者から承諾を受けた場合は、この限りではない。

5 個人情報の保護

受注者は、当該業務で知り得た個人情報について、「個人情報の保護に係る約款」に基づき、適正に取り扱わなければならない。

6 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 会津若松市発注工事等からの暴力団排除措置要綱を遵守すること。